

復興副大臣 浜田 昌良 殿

2013年9月10日
子ども・被災者支援議員連盟
会長 荒井 聰
幹事長 川田 龍平

子ども・被災者支援法の基本方針案についての申し入れ

連日のご奮闘に心より敬意を表します。

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に基づき、8月30日に復興庁が発表した基本方針案は、この法律を立案した私たちから見て、不十分な点が数多くあり、現時点で評価する声は少ないです。とりわけ同法十四条の主旨に照らして、被災者のご意見を十分聞いたとはどうしても思えません。そこで私たちは本日開催した議連の緊急総会の総意に基づき、政府に下記の通り申し入れます。

記

- 一、 基本方針案のパブリックコメント期間を少なくとも一ヶ月間、9月末日まで延長すること。
- 二、 福島と東京だけでなく、近隣県や自主避難者が多い自治体やホットスポット地域などでも公聴会を開催し、被災者の声にしっかりと耳を傾けること。
- 三、 基本方針案の閣議決定にあたっては、上記の機会に得られた被災者のご意見を十分に反映してから行うこと。
- 四、 同法の理念を体して、被災者の意見を受け付ける常設の場を検討したり、9月21日に福島県文化センターで開催される「原発事故被害者の救済を求める全国集会 in 福島」などの民間の集会に政府から参加するなどして常日頃から被災者との意思疎通を積極的に図り、施策の随時の改善と毎年の見直しを行っていくこと。

以上